#### 旭川健幸アプリ構築委託業務仕様書

# 1 業務名 旭川健幸アプリ構築委託業務

### 2 旭川健幸アプリ事業内容

(1) 目的

本市は、全国、全道を上回る高齢化の進行や、要介護(要支援)認定者の増加等から、疾病の発症や重症化予防を一層推進する必要がある。また、男女とも身体活動量が低下していることや、市の健康づくりに関する取組について知られていないことが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市民一人一人のヘルスケアへの興味・関心の向上につながる情報発信を 強化し、健康増進活動の促進を図るため、新たにスマートフォン用アプリ(以下「アプリ」という。) を構築し、デジタル技術を活用した健康づくりの取組を推進する。

(2) 対象者

18歳以上の旭川市民及び市内在勤・在学者

(3) 参加想定人数

令和6年度5,000人以上 令和7年度10,000人以上

(4) 健康ポイント付与

ウォーキング, ラジオ体操, 各種健(検)診の受診, 健康に関するイベントへの参加などについて, 取り組んだ際にポイントを付与する。

(5) インセンティブ提供

付与されたポイントを利用して抽選に応募したアプリユーザーのうち、当選したアプリユーザー に景品を進呈することでインセンティブを提供する。

(6) 各種ヘルスデータの登録

日ごとの体重・BMI・体脂肪・血圧等,各種ヘルスデータを登録でき,アプリユーザー自身の健康に関するデータや成果を画面上で確認できる。

3 実施スケジュール

原則, 下記スケジュールとする。

令和5年9月頃 契約締結

令和5年10月頃 事業実施に係る全体工程表,詳細スケジュールの提出

契約締結日から令和6年3月 要件定義・設計・開発・テスト等

令和6年4月から運用開始

### 4 委託業務概要

(1) アプリ及び管理システムの構築

別紙「機能要件一覧」の要件を満たすアプリと管理システムを提供すること。また、機能要件一覧の他、以下の要件を満たすこと。

ア 65歳以上の利用者にも使いやすいユーザーインターフェースとすること。

イ 健康増進活動の促進を図るという目的に沿った、ヘルシーなイメージの配色、デザインとする こと。

- ウ 機種変更等にも対応し、ユーザーが継続してアプリを利用できるよう個人アカウントを管理すること。
- エ 二次元コード等の流出によるポイントの不正獲得を防止するための対策を講ずること。
- オ 外部からの不正アクセスによるデータの改ざん,情報漏洩を防止するため,必要な対策を講じること。
- カ 構築又はカスタマイズしたアプリやシステムに不具合が発生した場合には,適切な初期対応を 行い,正常に動作できるまで責任を負うこと。
- キ システムについては、データ保守のため、定期的にバックアップを取ること。
- ク 本事業終了時にはアプリから個人情報を収集しないようにすること。
- ケ 万が一、管理画面のログインに使用するログイン ID とパスワードの流出した場合を想定し、 管理画面のログインには市の PC 以外からアクセスできないなどのセキュリティを有すること。
- コ アプリ・管理システムの操作方法について市担当者に研修を行うこと。
- サ 運用期間中において市からの求めに応じて技術的支援,問合せ対応等のサポート体制を構築すること。
- シ 市が使用する管理者用マニュアルや、利用者のためのユーザーマニュアルを作成し提供すること。
- ス 市民のアプリ継続使用を促す提案を一つ以上行うこと。また,提案を行う際は以下のアプリユ ーザー層に訴求する機能提案があると望ましい。
  - (ア) 65歳以上の高齢者
  - (イ) 40~50歳代の働き世代
  - (ウ) 20~30歳代の若年層

## (2) システム運用・保守の実施

- 2.4時間の安定稼働を実現するため、必要な保守を実施すること。
- ア 障害時に迅速な復旧対応が取れること。
- イ サービス提供サーバーを常時監視し、異常時には市へ報告ができる体制を整えること。
- ウ 外部からの不正アクセスに対応すること。万一,不正アクセスが発覚した場合には,直ちにその対策を行うこと。
- エ 市からの問合せにおいて、業務担当者に適切な対応(電話・メール)が取れること。なお、緊 急時には直接又は電話にて速やかな対応が取れること。
- オ 各種設定情報,参加者登録情報,歩数,ポイント数等のバックアップが容易に行えること。
- カ 機器が壊れた時、バックアップデータからデータ復旧が容易に行えること。

# 5 宣伝・広報支援

アプリの利用促進のため、住民に対する宣伝・広報について企画するとともに、広報物を製作する こと。なお、企画に当たってはアプリユーザーの年齢層別で訴求効果のある提案もあると望ましい。 また、広報物の印刷は本業務に含まない。

## 6 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

なお、次年度以降の保守運用については別途予算措置の上、改めて契約を結び実施する。

#### 7 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、提出の時期については別途本市と協議することとする。

(1) プログラム等

本業務で導入するアプリ及び管理システム(以下「アプリ等」という。)

(2) 業務計画書

本仕様書に基づく、業務の目的、実施体制、スケジュール等業務全体の計画。

(3) システム設計書

本業務に基づき実施した設計成果を取りまとめたもの。

(4) 運用設計書

アプリ等の運用に関する設計(運用体制・スケジュール・データ管理・バックアップ・障害対応 等)を取りまとめたもの。

(5) 広報物

利用促進に向けた宣伝・広報支援として作成した広報物。

(6) 管理者マニュアル

主に本市が管理者としてアプリ等の運用管理を行うためのマニュアル。

(7) ユーザーマニュアル

アプリユーザー用のマニュアル。

本市へデータにより提出するとともに、動画及びテキスト等の形式により、アプリ上で閲覧できるようにすること。

(8) 業務完了報告

# 8 個人情報の保護と情報セキュリティの確保等

本業務の履行に際し、関係する法令等を遵守するとともに、情報セキュリティの確保と個人情報の保護を目的として、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、個人情報漏洩対策に関し、十分な措置を講じること。

- 業務上取得した個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」 及びその他関係法令を踏まえて、個人情報保護の十分な対策を講じること。また、一部業務を再委託 する場合には、再委託先の業者にも同様の対応を徹底させること。
- アプリにおいて個人情報を収集する際には、旭川市と協議し作成した利用規約等を提示し同意を 得ること。
- 情報セキュリティ対策に関係する法令,旭川市が定める情報セキュリティポリシー及び実施手順等,対策に関する規程等を遵守すること。

### 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、随時、本市と連絡調整を行う。
- (2) 契約金額には、本業務の遂行に必要となる一切の経費を含む。
- (3) 受託者は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、受託者はこの仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて本市の承

諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。

- (4) 本業務の成果品の所有権及び著作権については、本市に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項,及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本市と受託者が協議して決定することとする。
- (6) 本業務は令和6年度4月の運用開始以降も必要に応じて機能追加を実施する予定である。